

議 長 日程第1「議案第23号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さんおはようございます。休会を含めて今日で7日目になりますので、よろしく願いいたします。

また、提案の前に、中津川出納室長ですけども、ちょっと家族の御不幸があったので、今日からちょっとお休みを頂きますので、承知のほどよろしく願いいたします。

また、今日は御存じのように3月11日ということで、13年前の地震、東北地震の追悼も兼ねてですね、本日の2時46分にサイレンを鳴らすことにしておりますので、その節には御協力のほどよろしく願いをいたします。

それでは、議案第23号令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算。

令和6年度松田町国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,883万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

（歳出予算の流用）第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは国民健康保険事業特別会計について説明させていただきます。平成30年度の国民健康保険制度の広域化により、財政運営の責任主体となった神奈

川県の指導のもと、本町では資格管理や保険給付、国民健康保険税の賦課徴収、保健事業等の事業を担っております。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明させていただきます。248、249ページをお開きください。

歳入でございます。款、項ともに国民健康保険税、目、一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数の減少や高齢化などにより保険税額が減少しております。令和5年2月の時点で2,254人だった被保険者が、令和6年2月末では2,151名と103名の減となっております。目、退職被保険者等国民健康保険税は、退職医療者制度が廃止されたことに伴い廃目となっております。

款、使用料及び手数料、項、手数料は、督促状の発行に伴う手数料でございます。

款、県支出金、項、県補助金は、制度改革により神奈川県から交付されるもので、保険給付費等交付金の普通交付金が主に医療費分として保険給付費に充てられるものでございます。保険給付費等交付金、特別交付金は、糖尿病等の重症化予防や、健康づくり教室など、医療費の適正化に向けた取組等に対する保険者努力支援分制度として交付されるものでございます。

款、財産収入は預金利子でございます。

款、繰入金、次のページをお願いいたします。項、目ともに一般会計繰入金は、全て法定繰入金分でございます。節の1、保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険税減額分を公費で補填する制度で、保険料軽減分として県4分の3、町4分の1、保険者支援分として国2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合で、一旦一般会計で負担金を受け入れ、町負担分を合わせて当会計に繰り入れるものです。節2、職員給与費等繰入金は、職員3名分、及び管理栄養士1名分の給与費と、事務費分の繰り入れでございます。節3、出産育児一時金繰入金は、歳出の出産育児一時金の3分の2の額を繰り入れるものでございます。節4、財政安定化支援事業繰入金は、国保財政の安定化を図るために、交付税措置されている金額を繰り入れるものでございます。節5、未就学児均等割保険料繰入金は、未就学児の均等割保険料の2分の1の減額分を公費で補填

する制度として、一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。節の6、産前産後保険料繰入金は、令和6年1月に新設された制度で、産前産後期間の保険料の減額分を公費で補填する制度です。一旦一般会計で国・県の負担金を受け入れ、町負担分と合わせて当会計に繰り入れるものでございます。

項、基金繰入金は、令和6年度は財政調整基金の繰り入れを予定しておりませんので廃目となっております。

款、繰越金につきましては、前年度からの繰越見込額として1,500万円を計上しております。

款、諸収入、項、延滞金加算金及び過料につきましては、主に保険税の延滞金でございます。目、退職被保険者延滞金につきましては、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項、指定公費負担医療立替交付金として、70から74歳の前期高齢者について、法律上2割負担となっておりますが、国の政策により1割負担とするよう凍結されているため、その1割分の立替分が国より交付されるものです。

項、雑入の目、一般被保険者第三者納付金と、目、一般被保険者返戻金につきましては、予算の項目立てとなっております。

次のページをお開きください。目、退職被保険者等第三者納付金と、退職被保険者等返戻金につきましては、制度の廃止に伴い廃目となっております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費の主なものは、職員3名分の給与費や事務費を計上してございます。説明欄2、一般管理経費の主なものは、節の11、役務費の手数料でございます。神奈川県国保連合会…神奈川県国民健康保険団体連合会に支払う共同処理業務の手数料でございます。2、会計年度任用職員給与費は、レセプト点検の事務員と、一般事務員の報酬でございます。

次のページをお願いいたします。目、団体負担金につきましては、国保連合会への負担金でございます。項、徴税费、目、賦課徴收費の主なものといたしまして、(2)会計年度任用職員給与費の、収納対策に従事する職員の報酬で

ございます。

項3…項及び目ともに運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費として、委員6名分の報酬を計上してございます。

款の2、保険給付費、項1、療養諸費は、次のページにまたがりませんが、目の1、被保険者療養給付費は、医科、歯科、調剤の費用に係る、調剤等の医療に係る費用。目の2…あ、違いますね、そうですね。目の2、一般被保険者療養費は、柔整、補装具等の費用でございます。目の3、審査支払手数料は、療養給付費等に係るレセプト審査の手数料で、国保連合会へ支払うものでございます。目、退職被保険者等療養給付費と、退職被保険者等療養費は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の2、高額療養費は、同月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた分について被保険者に支給する制度でございます。目、退職被保険者等高額療養費と、退職被保険者等高額介護合算療養費は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の3、移送費は、医師の指示により緊急やむを得ず重病人の転院などをする際の移送費で、科目設定扱いとなっております。

項4、出産育児諸費は、出産育児一時金6件分でございます。

次のページをお願いいたします。項の5、葬祭諸費は、1件5万円の葬祭費25件分でございます。

款の3、国民健康保険事業納付金は、神奈川県により指定された金額を納付するものでございます。前年度比較2,602万7,000円の減となっておりますが、4年度までは県の基金で調整したものが、基金が底をついたため、5年度は直接納付金に市町村分の負担が反映され、約1,500万円の増額となりました。その後、県全体の被保険者数の減少と、本町の被保険者の減少により、今年度は減少となったものでございます。

項の1、医療給付費分は、医療に係る費用としての納付金で、目、退職被保険者等医療費給付費分は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の2、後期高齢者支援金等分は、現役世代から後期高齢者医療制度への支

援金としての納付金で、退職被保険者等後期高齢者支援金分は、制度の廃止に伴い廃目となっております。

項の3、介護納付金分については、国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の加入者から徴収した分の納付金となっております。

款の4、保健事業費、項、保健事業費、目、保健普及費は、医療費通知等に係る経費や、1件2万円の間ドック補助金90件分の経費でございます。

すみません、次のページをお開きください。また、管理栄養士1名分の会計年度任用職員の人件費を計上しております。目、国保ヘルスアップ事業費は、平成29年度からの取組で、保険者努力支援制度に係る事業として実施するものでございます。第3期データヘルス計画に基づく被保険者の健康保持増進のための事業として、1、糖尿病性腎症重症化予防事業などを実施しております。2、地域包括システム推進事業では、健康教育の講師等に係る報償費や、地域資源を活用した健康づくりなどの事業の委託料を計上してございます。3、特定健診未受診者対策事業は、受診率向上のため、過去5年間のデータから受診の有無や治療の状況などグループ分けをし、グループごとに勧奨内容や勧奨スケジュールを立てて、受診の確認、再度の勧奨など、きめ細やかな対応により受診率の向上を図ります。4、早期介入保健指導事業は、30代の国保被保険者に対して、健診の勧奨や保健指導を行うものでございます。次のページをお願いいたします。5、健康相談事業の、一般会計繰出金につきましては、健康福祉センター内の未病センターで相談事業を受ける会計年度任用職員の人件費に充てるための繰出金でございます。

項、目ともに特定健康診査等事業費は、特定保健指導に係る報償費などの経費や、特定健康診査に係る委託料などでございます。

款、項ともに基金積立金につきましては、積立金の利子でございます。

款、諸支出金、項、償還金及び還付加算金は、過年度分の保険税過誤納還付金や還付加算金などございます。

次のページをお願いいたします。款、諸支出金、項、償還金…あ、違う違う、すみません。退職被保険者等保険税還付金と、退職被保険者等保険税還付加算

金は、制度の廃止により廃目となっております。

項の2、指定公費負担医療立替金は、負担金補助及び交付金の指定公費負担医療立替金となり、70歳から75歳の被保険者の法律上2割の負担を国の政策により1割に減額しているための、1割に相当する額を一旦立替金として支出するもので、同額を歳入で計上してございます。

款7、予備費につきましては、歳入歳出の差引分を計上してございます。

款、共同事業拠出金につきましては、退職者医療共同事業拠出金を項目立てしておりましたが、制度の廃止に伴い廃款となっております。

次の268ページから271ページには国保会計の職員等の給与費明細書が、272ページには債務負担行為調書を掲載しておりますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

12番 寺 嶋 何点かお伺いします。1つ目はですね、先ほど加入、被保険者加入世帯、加入人数が2,151人、マイナス103名ということだったんですけども、あと加入世帯もですね、分かればお伺いをします。それで、その推移ですよ。その、その辺のことをまず1点お伺いします。

あとは、これは予測してるのかどうか。1人当たりの保険税に対して保険者1人当たりの保険、被保険、保険税か。保険税の金額。これがね、どのぐらい、前年度等と対比してね、変動があるのか。被保険者が相当減ってますから。

それで、それに基づいてですね、今度は給付費、医療費、一般的には医療費と言ってますけども、じゃあ医療費は1人当たりはどのぐらいになるのか。当然、保険税が少なくて医療費が増えちゃったらね、当然もう経営も苦しいわけですけども、その辺のこの見込みを伺います。

あとはですね、滞納分がありますけども、繰越、滞納繰越分。これは6年度に滞納分を収納するという事なんですけども、実施、実際に滞納というのはもっとあるわけですけどもね、じゃあ全体、全体といいますか、の、どのぐらいの分をね、集めるのか、この滞納分。その辺について分かればお伺いをいた

します。

町 民 課 長 世帯数につきましては、6年2月末現在で1,449世帯となっております。前年度が1,516世帯でしたので、67世帯の減となっております。

1人当たりの税の変動ということなんですけども、保険税の率自体は変わってなくてですね、保険料が人数に応じて減ってるという形なので、1人当たりとしてはあまり変わらないのかなと考えてございます。

1人当たりの医療費なんですけども、ちょっとですね、今、手元に資料がないので、特別委員会のときでよろしいですか。（「はい。」の声あり）

滞納繰越分につきましては、本来であれば現年度で全部収納しなければいけないと思うんですけども、退職された方とか、高齢で収入が少ないという方が国保の被保険者の主な方たちなので、なかなか全部集めるというのが厳しいところでございます。一応ですね、目標としましては、全部を取るよという目標ではいるんですけども、実際のところは九十何%とかで、滞納繰越分については三十何%とかという形にはなっております。

1 2 番 寺 嶋 ちょっと最後のほうが聞こえなかったんですけども、滞納繰越分は保険税の収入、収納率自体は九十何%だと思んですけども、滞納分は三十何%って、今、言いましたっけ。（「三十数%です。」の声あり）はい。

それでですね、被保険者の方が100人以上減ということですね、保険税の1人当たりは変わらないということなんですけども、じゃあこの6年度に組んだ予算の中で、範囲内でね、じゃあ事業はね、やっていけるのか。その辺で途中で苦しく…途中でといいますか、何か高額療養費が増えたとか、いろんな要因等でね、実際給付費が増えちゃって、事業が苦しくなったという場合も、なんかも考えられると思うんですけども、今の予算の中でね、そういう事業を十分可能、借金といいますか、ほかから繰り入れなしでやっていけるのか。その辺の見通しをお伺いしまして終わりにします。

町 民 課 長 昨年度は急激に県に納める納付金が増えたんですけども、今年はそれが下がっておりますので、この予算内で事業はやっていけると考えてございます。

1 2 番 寺 嶋 終わります。

議 長 そのほか。

9 番 井 上 前者と同じようなところもあるんですけども、全体としましてですね、国保会計の歳入予算、国民健康保険税もですね、8.5%の減額ということ、それに伴ってですね、歳出の保険給付費もですね、7億9,100万ということで、前年対比8.5%の予算では減額と。決算は4年度の決算しか出てませんけれども、それらと対応した部分でということ。前者もありましたように、加入世帯がですね、令和5年度と6年度の比較で67世帯の減額ということで、これはですね、国保会計の中で県への納付金が減少、令和4年度で県の基金がゼロになって、5年度はその分が増えたので、ここで6年度は減ったという説明がありましたけれども、松田町の国保会計全体ですね、運営としてですね、世帯数が減ったので、それに伴った順調な会計規模の減少ということで、これは特に減少ですよということなのかどうなのかと。

あとはですね、世帯数の減というのが、どういうふうな要因で減少をしたのか。松田町のほうの人口とか世帯数もですね、毎年減少をしていくと。そういった人口減少に伴ってですね、国保世帯もですね、減少をしていったのか。それともやはり産業別の人口等も変化があり、町の商店とかですね、そういった自営の方も減ってきたので、国保加入世帯が減少をしていったのであって、この辺の減少、世帯数の減少によりですね、順当な、適正な、松田町健康保険特別会計の財政は維持をしているというふうに考えるのか。その辺について考えがあればお伺いをしたいと思います。

町 民 課 長 人口そのものも減少しておりますが、団塊の世代の方たちが後期高齢者へ移っておりますので、その分で世帯が減少しているという形で考えてございます。

それとあとはですね、制度改革のときにですね、納付金が制度ができて、負担が増加するというので、松田町の場合は激変緩和措置を受けておりますので、その猶予された分が今、基金として積み立ててありますので、今後はもし足りなくなっても、基金が今、3億円ぐらいありますので、それに対応するという形ですが、当面の間は基金崩さなくてもいけそうな予測となっております。

9 番 井 上 分かりました。団塊の世代がですね、後期高齢者のほうへ移行してるということで、その辺の全体の歳入のほうの、歳入予算額規模、歳出予算額規模も減少していってると。財政運営的には財政調整基金で3億ということで、これも当分の間、崩さなくて運営ができるという見込みだということで了承をしました。以上で終わります。

議 長 そのほかありますか。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、先日設置されました予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会に付託の上、審査をすることに決定いたしました。